

団体交渉速報

組合は3月30日に、東北大学との団体交渉を行った。

本団体交渉は、3月5日に組合側から申し入れたものである。開会にあたり、以下の案件についてやり取りがあった。

- ・総長の出席について：総長には事前に相談し、理事に交渉委員として委任された。
- ・コロナ対策で事業所閉鎖になった場合について：組合から、時間雇用職員に対する休業補償を求めた。
- ・2019年度末における解雇、雇い止めの人数について：目的限定職員の解雇は11名予定、准職員・時間雇用職員（5年目）の雇い止めは37名予定（昨年度は26名）。詳細は、後日提供。

1. 非正規雇用職員の待遇改善について

休暇の有給化について、前回大学が示した見直し案を、速やかに実施することで合意した。

給与格差の是正、賞与（期末・勤勉手当相当の手当）について、大学から、制度・方針を見直す回答はなかった。組合は、裁判の動向を待たずに支給することを再度要求した。

2. 休日振替等の給与の関係

要求書「教職員の休日振替等の給与に関する要求（2020年3月19日）」に対して、大学から、制度・方針を見直す回答はなかった。部局長が認めた場合は、休日・深夜の業務に対する手当を支給するが、基本的に、休日・深夜については仕事をせずに休むことを求めるとのことだった。組合からは、労働実態と著しい乖離があり、実態を調査し、然るべき手当は支給すべきであると主張した。

3. 目的限定職員の継続雇用について

当局は、「制度設計上、解雇はやむを得ない」との説明を繰り返した。組合は、解雇回避の努力を行わない根拠は（法的にも、社会通念としても）ないと主張したが、平行線だった。前回部長から提案された再受験条件の緩和（(1)時間雇用職員へ移行した際、3年間勤務の条件なしに1年目から目的限定職員採用試験の受験を可能とすること、(2)目的限定職員の勤務期間中でも限定正職員採用試験の受験を可能とすること）については、速やかに制度設計し当該職員に周知することとなった。

4. 総長への署名直接提出

「マスコミを入れず、直接総長に手渡し、その趣旨を伝える」か、「総長が直接受け取らなかつたことを含めて、マスコミの取材下で、理事に手渡す」か、後日調整することになった。

5. 石寄・山中総合法律事務所との契約経緯の件

質問書「石寄・山中総合法律事務所との契約が行われた経緯についての質問（2020年3月26日）」に対して、2016年6月から労務全般に関する相談・コンサルタントが始まったこと以外、無回答だった。組合は、無回答は不誠実交渉であることを指摘した上で、回答できない根拠はないこと、今後の契約については、これまでの成果を総括して判断すべきであると主張した。

労使主張が平行線であり未解決の案件が多く残されていること、石寄・山中総合法律事務所との契約経緯の件に関する回答は受け入れられないことから、本団体交渉を継続することを確認した。

2020年4月2日

東北大学職員組合執行委員会